

撮 影 許 可 に つ い て

撮影許可までの手順

- 1 下記「**撮影許可にあたっての注意・遵守事項**」をよくお読みになり、お送りした申請書に必要な事項を記入の上、メール又は FAX でご返信ください。
- 2 返信の際は、撮影内容のわかる企画書等（台本可）を必ず添付してください。
- 3 申請書ならびに企画書の内容を審査した後、問題がなければ請求書を送付します。入金確認後、許可証をお送りします。なお、申請の受理にあたっては、下記注意事項を熟知し遵守するものとします。
- 4 撮影媒体には可能な範囲で下記のクレジット表示をお願いいたします（色、書体等は自由です）。

『**撮影協力 東京港埠頭株式会社 東京港フェリー埠頭ターミナルビル**』

- 5 その他

撮影による施設への汚損、破損が発生した場合は、撮影者の責任において原状復旧していただきます。また、撮影者の過失により事故等が発生した場合、東京港埠頭(株)は一切の責任を負いません。

撮影許可にあたっての注意・遵守事項

- ① 駐車スペースについてはご相談ください。また、10 号地埠頭内は全面駐停車禁止です。無断駐車はしないでください。
- ② 施設内の電源は使用できません。自家発電以外の電源装置（バッテリー式）をご使用ください。
- ③ 撮影時間（準備開始から撤収完了までをいう）は、申請した時間を必ず厳守してください。
- ④ 着替え等をする場所はありません。ターミナルビル内（トイレ内を含む）での着替えは禁止です。
- ⑤ 許可した場所以外での撮影は認めません。
- ⑥ 大型機材、セットなどは持ち込みできません。
- ⑦ 乗船客の乗降りを最優先とし、その際は撮影を中断し速やかに乗船客の導線を確認してください。
- ⑧ 以上の注意事項を守れない場合は、いかなる場合であっても即刻退去していただきます。また今後の撮影許可はできません。

東京港埠頭株式会社 埠頭事業部業務課

東京港フェリーターミナル担当

TEL 03-3599-7362 FAX 03-3599-7492